

2021年 月 日

公益財団法人東京オリンピック・  
パラリンピック競技大会組織委員会 御中

## 誓約書

当団体は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」という。）に対して、第 32 回オリンピック競技大会（以下「東京 2020 オリンピック大会」という。）及び東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 パラリンピック大会」といい、東京 2020 オリンピック大会と東京 2020 パラリンピック大会を総称して、「東京 2020 大会」という。）の日本国内でのパブリックビューイング（以下「本事業」という。）の実施及び運営に関し、以下の各条件を遵守いたします。

### 1. 本事業の実施、ガイドライン等の遵守

本事業は、東京 2020 大会の公式事業として、競技チケットを持たない人も、競技会場以外で大会の感動と興奮を共有できる場としてこれを行うものとし、東京 2020 組織委員会が別途定める「パブリックビューイング ガイドライン」、「東京 2020 大会 パブリックビューイング ルールブック」（追加・改訂があった場合は、これらの追加・改訂版を含む。以下、総称して「ガイドライン等」という。）及び東京 2020 組織委員会の適宜の指示に従うこと。

### 2. 承認手続

- (1) 当団体は、東京 2020 組織委員会に対して、「東京 2020 大会 パブリックビューイング申請書」、本誓約書、「東京 2020 大会 パブリックビューイング実施計画書」及びその存在を証明する書類（なお、自治体、及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校「ようい、ドン！スクール」、東京オリンピック・パラリンピック連携大学又は東京 2020 参画プログラムに登録している団体は、存在を証明する書類の提出は不要。以下、総称して「本提出書類」という。）を提出し、東京 2020 組織委員会による承認を得た場合に限り、本事業を実施すること。
- (2) 当団体は、本提出書類に真実かつ正確な内容を記載し、虚偽を記載しないこと。
- (3) 東京 2020 組織委員会は、その単独の裁量により承認又は不承認の判断を行い、当団体は、当該判断に対して異議を述べないものとする。東京 2020 組織委員会による承認は、「東京 2020 大会 パブリックビューイング 実施承認通知書」を当団体に送付する方法により行われる。
- (4) 東京 2020 組織委員会は、当団体が提出した本提出書類を、本事業の円滑かつ安全な運営の確保等の目的のために、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協

会パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、警察、消防、その他関係機関等に対して提供できるものとする。

### 3. 実施可能期間

本事業は、東京 2020 大会の各開催期間中に限りこれを行うものとし、いかなる場合も、東京 2020 パラリンピック大会の閉会式開催日（2021 年 9 月 5 日）の 24 時（日本時間）までに終了すること。例外的に、東京 2020 オリンピック大会の開催期間前に予選が実施される競技（ソフトボール・サッカー）に関しては、開催期間前に本事業を実施することができるものとする。

### 4. 映像素材の利用

本事業における東京 2020 大会に係る映像素材（以下「本映像素材」という。）の利用に関しては、当団体の責任と費用において、別途、本国内における東京 2020 大会の放映権を有する放送事業者（以下「放映権者」という。）に事前申請の上、その承諾を得るものとし、本映像素材の利用については放映権者の一切の指示及び東京 2020 組織委員会が別途定めるガイドライン等に従うこと。

### 5. 知的財産の使用

- (1) 本事業の実施にあたって、オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル、並びに東京 2020 大会のエンブレム、マスコット、ピクトグラム、「東京 2020」及び「TOKYO 2020」の表示その他オリンピック及び／又はパラリンピックに関連する知的財産の使用を希望する場合は、東京 2020 組織委員会の所定の手続きに基づいて使用を承諾された知的財産を、ガイドライン及び東京 2020 組織委員会の適宜の指示に従って使用すること。
- (2) 当団体は、前項に基づく知的財産の使用を、東京 2020 組織委員会が別途指定した期日（指定が無い場合は、2021 年 12 月 31 日）までに全て終了すること。

### 6. 知的財産の使用

- (1) 本事業に関連し、当団体により制作された一切の成果物（中間成果物を含む。以下「本成果物」という。）、又は当団体が制作した本成果物について発生した著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の一切の知的財産権は、開催都市契約に定められた知的財産の取扱いに関する原則に基づき、全て東京 2020 組織委員会に単独で帰属し、又はかかる権利の発生と同時に、当団体から東京 2020 組織委員会に無償で譲渡するものとする。なお、当団体は、本事業の準備又は運営を行うために必要と認められる範囲において、東京 2020 組織委員会に帰属させた知的財産権を無償で使用できるものとする。
- (2) 当団体が本成果物について著作者人格権を有する場合には、当団体は、東京 2020 組織委員会又は東京 2020 組織委員会の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。

- (3) 当団体は、当団体が業務を第三者に委託する場合、当該第三者による業務遂行の結果制作された一切の成果物（中間成果物を含む。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の一切の知的財産権についても、本条第 1 項と同様に全て東京 2020 組織委員会に単独で帰属するよう、当該第三者との間で合意するものとする。また、当該成果物に関して当該第三者が著作権者人格権を有する場合には、当団体は、当該第三者をして、東京 2020 組織委員会又は東京 2020 組織委員会の指定する第三者に対して当該著作権者人格権を行使させないものとする。なお、当団体は、本事業の準備又は運営を行うために必要と認められる範囲において、東京 2020 組織委員会に帰属させた知的財産権を無償で使用できるものとする。
- (4) 当団体が会場の様子を写真・動画で撮影する際は、来場者の肖像権について、Web サイト・会場の看板等への記載、アナウンス等により来場者に対して事前周知を行い、本事業で撮影された写真・動画は東京 2020 組織委員会、当団体、関係団体（IOC、IPC、JOC、JPC、大会パートナー、地方自治体等）による、東京 2020 大会に関する広報活動及び報道機関による報道等で使用される可能性があることについて、了承を得ること。

## 7. 本事業の呼称

本事業について呼称を付する場合には、以下のいずれかの呼称のみを利用すること。また、東京 2020 大会の各競技種目に関連する呼称の使用方法については、放映権者の指示に従うこと。

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイング
- (2) 東京 2020 オリンピック競技大会パブリックビューイング
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会パブリックビューイング
- (4) 東京 2020 大会パブリックビューイング

## 8. 無料での実施

本事業は無料で実施するものとし、その名目を問わず、聴衆、参加者及び公衆その他の第三者から一切の金銭を徴収しないこと。

## 9. TOP パートナー及び東京 2020 スポンサーの供給権の尊重

- (1) 当団体は、本事業において IOC の TOP パートナー及び東京 2020 スポンサー（以下、総称して「大会パートナー」という。）の製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、事前に東京 2020 組織委員会と協議した上で、法令の範囲内で、大会パートナーに対し、当該製品又はサービスの供給機会を与えること。
- (2) 前項において、大会パートナーがその製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを供給しないことを決定した場合には、当団体は、大会パートナー以外の第三者から当該製品又はサービスを調達することができる。ただし、この場合であっても、法的に可能な限り、当該第三者の製品又はサービスのブランドが分からない

い形で調達するものとし、かつ、当該第三者をして、当該第三者自身及び／又はその製品若しくはサービスと、東京 2020 組織委員会、IOC、IPC、JOC、JPC、オリンピック、パラリンピック、オリンピック・ムーブメント、パラリンピック・ムーブメント又は本事業を関連付けさせてはならず、かつそのように受け取られるおそれのある行為をさせないこと。

#### 10. アンブッシュ・マーケティングの防止

当団体は、IOC、IPC 又は東京 2020 組織委員会により別途認められた場合を除き、自ら又は第三者をして、アンブッシュ・マーケティング（IOC、IPC 又は東京 2020 組織委員会の事前許諾なしに、オリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用すること、又はオリンピック・パラリンピックのイメージを流用すること。）を行わないものとする。なお、当団体は、本項の義務を履行するにあたり、以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の実施及びその告知等において、本事業並びにオリンピック及び／又はパラリンピックと、当団体自身及びその商品又はサービス、並びに第三者自身及びその商品又はサービスを結び付けないこと。
- (2) 本事業の実施会場において、大会パートナーを除く第三者のブランド、名称、ロゴ等（以下、総称して「第三者ブランド等」という。）を露出せず、かつ、第三者ブランド等が表示された宣伝広告物、商品の頒布、販売等を行わないこと。
- (3) 本事業の実施会場において、第三者による商業活動、製品の無料配布及び路上販売等を禁止すること。
- (4) 本事業の実施会場等においてアンブッシュ・マーケティングが行われた場合には、当団体は、速やかに東京 2020 組織委員会に通知するとともに、当団体の負担及び責任で、当該アンブッシュ・マーケティングを排除するために必要な一切の手段を講じること。
- (5) 本事業に関し、第三者に対し、スポンサーシップ権の販売、及び広告又は商業使用に係るライセンスの付与をしないこと。

#### 11. 禁止行為

当団体は、本事業の実施及びその告知等において、以下の行為を行わず、かつ、本事業の実施会場において、自ら及び第三者をして以下の行為を行わせないこと。

- (1) 特定の思想・宗教の布教・勧誘を目的とする行為
- (2) 政治的な宣伝・主張を目的とする行為
- (3) 人種差別的な主張・観念を表示・連想させる行為
- (4) 特定の団体や商品等の宣伝広告・ビラ配布・販売活動等を目的とする行為

#### 12. 許認可等の取得

本事業の会場を利用する際に必要な許認可申請及び手続きは、当団体の責任において行うこと。

### 13. 安全確保等

- (1) 本事業の会場における安全の確保について、会場を管轄する警察及び消防等と協議の上、当団体の責任において、必要な安全対策及び事務手続きを行い、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、万一、本事業の会場において事故等が発生したときは、当団体の責任において速やかに対応するとともに、当該対応に要した費用及び第三者に発生した損害等について負担すること。
- (2) 本事業の会場における新型コロナウイルス感染症対策について、会場を所管する自治体が定めるルールを確認し、必要に応じて所管の感染症対策部局等と連携し、当団体の責任及び費用において、会場毎の感染症対策を計画及び実施し、来場者及び運営スタッフ等の安全・安心の確保を図ること。感染症対策の計画にあたっては、本事業の実施形態・実施規模、会場の特性、感染状況等を踏まえるとともに、東京 2020 組織委員会が別途定める「ライブサイト実施における新型コロナウイルス感染症対策の指針」を参照すること。また、計画の実効性を確保するために、最新の感染状況の動向を踏まえつつ、随時計画の見直しを行い、適宜必要な変更を行うこと。本事業の会場において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したときは、当団体の責任及び費用において速やかに対応するとともに、東京 2020 組織委員会が求める事項について、所定の様式で報告を行うこと。

### 14. 実施報告書

本事業の終了後、2 週間以内に、実施報告書を作成して東京 2020 組織委員会に提出すること。また、東京 2020 組織委員会の要請があるときは、本事業の実施状況その他東京 2020 組織委員会が求める事項について、所定の様式で随時報告を行うこと。

### 15. 承認取消

当団体が本誓約書又はガイドライン等に違反した場合、その他東京 2020 組織委員会において当団体による本事業の実施を不相当と認める場合に、東京 2020 組織委員会がその裁量により、当団体に対して是正を求め、又は当団体に対する本事業の実施承認をいつでも取り消すことができることに同意すること。また、承認取消し後の取扱いについて、東京 2020 組織委員会と誠実に協議の上、その指示に従うこと。なお、承認取消しの結果として当団体に生じる一切の費用、損失又は経費等については、当団体が負担するものとする。

### 16. 運営責任

本事業の運営に関する一切の責任は当団体が負うものとし、東京 2020 組織委員会、IOC、IPC、JOC 及び JPC 並びにこれらの従業員、契約者（大会パートナー、サプライヤー、ライセンサー及び放映権者を含むが、これらに限らない。）、聴衆、参加者、公衆、用地・施設管理者その他関係者に一切の損害を被らせず、万一これらの者に損害が生じた場合は当該損害の一切を賠償すること。

## 17. 譲渡禁止

本誓約書に基づく一切の権利又は義務を、東京 2020 組織委員会の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し、担保提供し、又は再承諾しないこと。

## 18. 表明保証

- (1) 本事業の申請にあたって当団体が東京 2020 組織委員会に提出した本提出書類、その他情報等が、真実かつ正確であることを表明し、保証すること。
- (2) 当団体及びその関係者は以下のいずれにも該当しないことを表明し、保証すること。
  - ア) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
  - イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
  - ウ) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
  - エ) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
  - オ) 政治団体又はこれに類する者
  - カ) 法令、公序良俗に反すると認められる行為を行う者
  - キ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（警察が離脱支援した者を除く。）、共生者、総会屋、又は社会運動等標ぼうゴロ等（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる者
  - ク) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ケ) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる者
  - コ) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
  - サ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - シ) 本事業を実施する際の委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約（以下、総称して「委託契約等」という。）にあたり、その相手方が上記キ) からサ) のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者
  - ス) 上記キ) からサ) までのいずれかに該当する者を委託契約等の相手方としていたことが判明したにもかかわらず、当該相手方との委託契約等を解除しない者
- (3) 当団体は、東京 2020 組織委員会の培った品位、信用及びイメージを損なうような言動等を行わず、また、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為も行わないことを表明し、保証すること。

- ア) 暴力的な要求行為
- イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて東京 2020 組織委員会の信用を毀損し、又は東京 2020 組織委員会の業務を妨害する行為
- オ) その他の悪質な行為

#### 19. 損害賠償

当団体が本誓約書及びガイドラインに定める条件に違反し、当該違反により東京 2020 組織委員会その他第三者に損害が発生した場合、当団体の費用及び責任をもって対応し、当該損害について賠償することに同意すること。

#### 20. 委託

本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、書面により、本誓約書に基づき当団体が負う義務と同等の義務を負わせ、当該第三者を監督するとともに、当該第三者によるあらゆる行為について一切の責任を負うこと。

#### 21. 秘密保持

本事業の実施に際して東京 2020 組織委員会から提供を受けた一切の事項（本誓約書提出の事実及びその内容を含む。）については、これを秘密として保持し、東京 2020 組織委員会の事前の書面による承諾なくして、これを本事業の目的以外の目的に利用し、かつ、第三者に提供又は漏えいしないこと。ただし、放映権者に対して、本事業のために本映像素材の利用許諾を得る目的で本誓約書の写しを提出することはできるものとする。

#### 22. 準拠法

本誓約書及びこれに関連する一切の事項に係る準拠法を日本法とすることに同意すること。

#### 23. 裁判管轄

本誓約書及びこれに関連する一切の事項に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに同意すること。

所在地：

団体名：

代表者氏名：



担当者氏名：

所属：

電話：

メールアドレス：